

令和 2 年 3 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 2 年 3 月 2 6 日（木）午後 2 時 3 0 分

場所：分庁舎 2 階 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年3月26日（木）分庁舎2階 会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 4 番	山 口 貞 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 5 番	福 岡 則 夫
1 2 番	飯 田 芳 一		
1 3 番	田 代 恵 美 子		

欠席委員は、次のとおり

2 4 番	浅 場 宣 靖		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
主任	落 合 麻 依 子				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 87号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 88号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 89号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 90号 農地造成工事届出について
- 日程第 5 議案第 91号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出
について
- 日程第 6 報告第 17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 7 議案第 92号 農地中間管理事業における農地利用配分計画案に対す
る意見について
- 日程第 8 議案第 93号 特定農地貸付け変更承認申請について
- 日程第 9 議案第 94号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 10 議案第 95号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に
ついて
- 日程第 11 議案第 96号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 12 報告第 18号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後2時30分

事務局（加藤 敦事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。総員25名、出席委員24名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） 皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先月も申し上げましたが、新型コロナウイルス騒動で世の中が大変騒然としております。きょうはなるべく短い時間でやりたいと思っております。

そういうところですが、今月（3月）は年度がわり的时候了でございます。4月からは新年度が始まります。こういう状況の中で、会議、イベントなどほとんどのことが中止になっております。

この農業委員会でも、人事異動がございますので、後ほど事務局から報告をしていただきたいと思いますと思っております。

先ほども話をしておりましたが、こういうときにいろいろなうわさが飛び交ってトイレットペーパー、ティッシュペーパーがなくなる、マスクはもとよりほとんどありませんが、そういうデマが非常に多くなっているのは、ちょっと気になっております。

経済全体も非常に停滞しておりまして、今の経済状態ですと、これからはかなりのマイナスになるということも言われております。

これから国も、景気対策としていろいろな対策を打ち出されるのではないかと思います。農業は個人企業がほとんどでございます。そこで、保障という非常に難しい問題もあろうかと思ひますし、農業にもかなり大きな被害が出てくるのではないかと心配されるところでございます。

そのようなときに、これからも国に対していろいろなことを言っていきたいと思っておりますので、皆様方の御意見等がございましたら、県や国にどうぞ

ん訴えていきたいと思っております。

それでは、ただいまから3月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局（加藤 敦事務局長） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、18番の宮治時男委員と19番の與安義昭委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第1、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者数、4人。所有面積、耕作面積、ともに210a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、打戻字根下。地目、畑。地積191㎡。権利の種類、所有権（贈与による移転）。申請理由、譲受人の理由として、農業経営規模拡大のため。譲渡人の理由として、譲受人の要望により。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者数、2人。所有面積、0a。耕作面積、240a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、石川字下河内。地目、田現況畑。地積、3筆合計で802㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人の理由として、農業経営基盤の強化のため。譲渡人の理由として、譲受人の要望により。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者数、3人。所有面積、耕作面積、ともに78a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、高倉字小栗。地目、田現況畑。地積、654㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人の理由として、農業経営規模拡大のため。譲渡人の理由として、譲受人の要望により。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

5番、宮治潔委員。

5番（宮治 潔委員） 本件の申請地につきましては、市道大庭・瀬郷線にある「打戻堂の前」交差点から北東に約130mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人御本人と面談いたしました。

譲受人は、水稻・ハウス野菜・露地野菜の生産・販売を行っており、このたび農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地については、サツマイモを栽培する計画とのことです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—
— —

18番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、市道亀井野・二本松線にある「遠藤田方」交差点の北側に約40mの土地になります。

資料は7ページをお開きください。

農地の区分は、前面の建築基準法上の道路に水道及び污水管が埋設されており、また、近隣に北原公園及び北永山公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

申請地の近隣に移転予定の建築資材卸売業者が、資材置場として適地を探しており、土地所有者である申請者に要望があったため、申請者が自ら貸資材置場を造成し、卸売業者に賃貸するものです。

資材置場の用地は、移転前の置場総面積よりも小さくなりますが、2カ所の営業所を統合移転するため、在庫がまとまり、申請地の面積で必要十分であるとのことです。

申請地は、東側は約2m低い位置に道路、西側が同一の高さで道路、南側は資材置場、北側は農地になっております。

東側については、既設の間知擁壁が地上高1.3mであり、その上は自然勾配となっておりますが、法面保護施工を行います。一部間地擁壁のない箇所には法面保護施工の上で、地上高0.3mのコンクリートブロック2段積みを2列設置します。

西側については、高低差はないため、特に土留め等の施工は行いません。

北側については、地上高0.3mを確保し、コンクリートブロックを2～4段積みになります。

南側は、地上高0.3mを確保し、コンクリートブロックを2段積みになります。

また、敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請者の息子さん、借受人と面談し、近隣に残る農地に影響がないよう、また、西側前面道路は幅員が狭いため、安全面に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第89号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第89号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第90号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第4、議案第90号「農地造成工事届出について」。

地区、御所見・遠藤。番号1。届出人、住所氏名、記載のとおりです。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、打戻字坂口の2筆。地目、いずれも田。地積、2筆合計で1,066㎡。内容、田から畑へ変更。工事期間、通知日から令和2年9月30日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおりです。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

5番、宮治 潔委員。

5番（宮治 潔委員） 本件の申請地につきましては、市道用田・打戻線にある「古里団地入口」交差点から東南側に約300mの土地になります。

資料は14ページをお開きください。

工事の概要といたしましては、所有者が樹木植樹のため赤土で埋め立て、田を畑に変えるものです。

申請地は、北側の道路より約90cm低くなっておりますが、ほぼ道路面に高さを合わせるように赤土を入れるとのことです。

また、申請地の間にある水路については、水路構造物から離隔をとり、勾配をつけて仕上げるため、特に被害防除は行いません。

このことについては、水路管理者から問題ないと確認がとれております。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第92号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第92号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第93号「特定農地貸付け変更承認申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第8、議案第93号「特定農地貸付け変更承認申請について」。

地区、六会・長後。番号、1。申請人、住所氏名、朝日町1-1、藤沢市長鈴木恒夫。土地所有者、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、円行字上河内。地目、畑。地積、変更前1,003㎡、変更後1,003㎡のうち437.07㎡。内容、市民農園、更新。

資料は、16ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道土棚・石川線にある「下土棚大下」交差点から南に約150mの土地になります。

本件については、現在、藤沢市公園課が土地所有者から農地を借り受けて開設している市民農園のうち、利用率が低いために、本市の行財政改革の見直し対象となり、特定農地貸付法に基づく変更承認申請があったものです。

今回の申請に係る変更は、契約の更新に伴い借り受け面積を変更するもので、

区画面積や年間賃料などに変更はありません。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

市民農園の利用率が低下をしているということですが、ほかの市民農園も、平均的にみんな落ちていますか。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 全市的にどのぐらいの割合かというところまでは確認をとっていないのですが、昨年も同様に面積の変更の申請が上がっており、そのときに確認をしたところ、やはり全体的に利用率が下がっているということで、関係部署から話がありました。

ですので、これに伴って、今後、この変更の申請はふえていくだろうということでは伺っています。

議長（齋藤義治委員） はい。

何か意見等ございませんか。

山口委員。

14番（山口貞雄委員） 今回の件ですけれども、おおむね50%を使うということで、その残りの50%についての、あとの処理はどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） 残りの部分はどうするのかということですが、落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 今後、所有者さん御本人が、農地として管理を継続していくということで聞いています。

14番（山口貞雄委員） はい。

議長（齋藤義治委員） この辺の状況を知っている方は、六会・長後地区、どういう状況ですか。

3番（吉原 豊委員） 畑は畑でしたけれども、半分は自分でやると言っているのは、本当にそうなのかなと思っています。まあやってもらうしかないないのかもしれませんが。

日程第9、議案第94号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第9、議案第94号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

地区、六会・長後。番1。被相続人、住所氏名、記載のとおりです。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、地番、長後字山王添の24筆。地目、6筆が田、2筆が田現況畑、16筆が畑となっております。地積は、24筆合計で9,452㎡。区域区分、8筆が調整（農用地）、残りの16筆が調整。相続開始年月日、令和元年7月4日。経営面積、9,452㎡。現地確認日、令和2年3月12日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番2。被相続人、住所氏名、記載のとおりです。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、地番、辻堂太平台一丁目が1筆、稲荷字中郷が1筆、合計で2筆となります。地目、辻堂太平台一丁目が畑、稲荷字中郷が田。地積、2筆合計で1,512㎡。区域区分、辻堂太平台一丁目が生産緑地、稲荷字中郷が調整（農用地）。相続開始年月日、令和元年6月4日。経営面積、1,512㎡。現地確認日、令和2年3月9日。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7番、井上委員。

7番（井上哲夫委員） 本件につきましては、令和2年3月12日に、私、井上と、相続人、事務局の落合さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、田は、水稻作付け準備中、畑は、トウモロコシ他各種野菜が作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ―
―― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2についての意見を求めます。

14番、山口委員。

14番（山口貞雄委員） 本件につきましては、令和2年3月9日に、私、山口と、事務局の福岡さん、落合さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、稲荷字中郷は、水稻作付け準備中、辻堂太平台一丁目は、春野菜の作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

なお、稲荷字中郷の農地は、利用権設定により周辺の農家の方に貸し付けており、今後も継続して貸し付けるとのことです。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ―
―― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第94号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第94号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第10、議案第95号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第10、議案第95号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。

議案第96号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第96号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第12、報告第18号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第12、報告第18号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」、御説明を申し上げます。

本件につきましては、まず18ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」となります。

藤鶴・村岡・明治地区が1件となっております。

続きまして、19ページから20ページが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」ととなっております。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が4件、合計8件となっております。

続きまして、21ページから24ページまでが「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」となります。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が5件、藤鶴・村岡・明治地区が7件、合計14件となっております。

説明は、以上となります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

なお、18ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございますが、今回「時効取得」ということで報告をされております。余り目にしたことがないようでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（草柳真治主幹） 時効取得につきましては、そこを占有している者、所有権がなく占有している者が、善意で10年、悪意であったとしても20年、その状態でずっと占有していた場合には、所有者の主張がない限り時効で取得できるという話になります。

これについては、農地法上では相続と同様の取り扱いになりますので、農地法3条の許可は要せず、届出のみで足りることになっておりますので、今回こちらに上がっている形になります。

ただ、今回の案件につきましては、土地所有者も占有している方も、お互い同意のもとで時効取得に至ったということで、特段トラブル等はないということで聞いております。

議長（齋藤義治委員） ただいま事務局から説明がございましたけれども、何年か前にも時効取得が出たことはありますが、農地と申しますと、自分の土地ということもはっきりしないで耕作をしている場合があります。そういうときに時効取得が成立するわけですが、事務局からの説明のように、全然知らないで耕作をしていて、10年がたったら時効取得の主張ができるというものと、あるいは悪意ということで、知っていても20年間耕作をしたことによって時効取得ができるということが制度上でできております。

今回は、その形で時効取得がなされましたけれども、近隣にもそういう例があるかと思っておりますので、これを御記憶いただいて、もしあった場合には対処していただきたいと思っております。

他に何かございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、報告第18号を終了いたします。

本日、予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等ございましたらお願いをいたします。

事務局（草柳真治主幹） 報告事項等につきましては、総会が終わった後に、改めて報告をさせていただきます。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして3月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後3時25分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)